

厚生委員会報告資料【追加】

令和7年1月20日

報告事項件名

頁

- | | | |
|---|--------------------------------------|---|
| 1 | 【追加】職員の誤案内による損害賠償責任の発生について・・・・・・・・・・ | 2 |
|---|--------------------------------------|---|

(衛 生 部)

厚生委員会報告資料

令和7年1月20日

件名	【追加】職員の誤案内による損害賠償責任の発生について
所管部課名	衛生部 足立保健所 生活衛生課
内容	職員の誤案内による損害賠償責任の発生について、以下のとおり報告する。 1 損害賠償責任の発生に係る経緯 令和6年11月23日(土) 施設営繕部発注の建築基準法第12条に定められた防火設備の法定点検のため来所した業者に対して、別の主管課契約に基づく保守点検と勘違いした職員が、日程変更になっていると誤案内し、帰らせてしまった。 令和6年11月28日(木) 点検業者から連絡を受けた施設営繕部職員の指摘により誤案内のミスが発覚した。 令和6年11月29日(金) 点検業者から当日発生した人件費等として、82,500円(税込)の請求があった。 2 弁護士相談の結果について 令和6年12月5日、当区顧問弁護士に相談したところ、「区側の受領拒否に基づく、相手方からの請求の支払いということであれば、損害賠償による支払いが名目として事態に合致する。今後は、点検業者と合意書(示談書)を取り交わすなどしたうえで、請求金額の支払等の処理を進めていくことが望ましい」と助言を受けた。 3 業者請求額の支払いについて 顧問弁護士の助言に基づき、点検業者との間で「合意書(示談書)」を取り交わしたうえで、支払等の処理を進めていく。 4 今回のミスに対する再発防止策 (1) 建築基準法第12条点検や保守点検などのイベント全てを網羅したスケジュール表を作成し、紙出力して貼り出すなど、予定の見える化を行う。 (2) 毎日の朝礼において、次回点検の立会者と点検内容などの情報共有を必ず行う。 (3) 事故報告書を人事課に提出し、該当職員の対応について適切に判断していく。